

個人情報適正管理規程

第1条（目的）

この規程は、人材派遣事業を行うにあたり、派遣スタッフ（登録申込者を含む）の個人情報の保護を目的として、その取り扱い方法その他必要な事項を定めたものである。

第2条（個人情報の範囲）

この規程において個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

第3条（個人情報の取り扱い者）

1. 個人情報を取り扱う者の範囲は、派遣事業部に属する社員とし、その他の社員は許可なく個人情報を閲覧したり、収集、データの持ち運びなどを行ってはならない。
2. 個人情報取扱責任者は、派遣元責任者とする。
3. 個人情報取扱責任者は、個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つ。
4. 個人情報取扱責任者は、収集目的に照らして保管する必要がなくなったと判断する場合には、当該個人情報を破棄または削除する。
5. 個人情報取扱責任者は、登録を抹消する場合には全てのデータを末梢する。

第4条（個人情報の収集・保管・使用）

派遣スタッフとなるようとする者を登録する際には、その者の希望および能力に応じた就業の機会の確保を図る目的の範囲内で、派遣スタッフとして雇用し派遣を行う際に、その者の適正な雇用管理を行う目的で、その者の個人情報を収集、保管および使用することとする。個人情報を収集する場合は、健康診断結果を除き本人から直接収集することとする。

第5条（派遣先への個人情報提供の限定）

1. 派遣決定前に、派遣先に対して個人情報を提供することはしない。
2. 派遣決定後に派遣先に提供する個人情報は、労働者派遣法第35条の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に限られる範囲とする。

第6条（個人情報の適正管理）

会社は、個人情報の保管または使用に関し、次の措置を講ずるものとし、派遣スタッフから請求があったときは、当該措置の内容を説明するものとする。

- ・個人情報を目的に応じ必要な範囲において、正確かつ最新のものに保つための措置
- ・個人情報の紛失、破壊および改ざんを防止するための措置
- ・正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置
- ・収集目的に照らして、保管する必要がなくなった個人情報を破棄または削除するための措置

第7条（個人情報の開示）

1. 第3条第2項の、個人情報取り扱い責任者は、派遣スタッフから、本人の個人情報について開示の請求があった場合は、本人確認後その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。
2. 前項の開示請求に基づく訂正または削除の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正または削除を行うこととする。
3. 派遣元責任者は、個人情報の開示または訂正に係る取り扱いについて、派遣スタッフへの周知に努めるものとする。

第8条（苦情処理）

派遣スタッフの個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすること。なお、個人情報に係る苦情処理担当者は派遣元責任者とする。

第9条（守秘義務）

社員は、業務上知り得た個人情報を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。なお、会社を退職し社員でなくなった後も同様とする。

第10条（取り扱い者への教育・研修）

派遣元責任者は、個人情報の取り扱いに関する教育・指導を第3条第1項に定める個人情報の取り扱い者に対し、毎年計画的に実施するものとする。

第11条（派遣元責任者の講習受講）

派遣元責任者は少なくとも3年に1回は派遣元責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得よう努めることとする。

第12条（継続的な改善と教育）

JISQ15001に準拠した個人情報に関するコンプライアンスプログラムを策定し、定期的に見直し、継続的な改善と教育を行うものとする。

平成28年9月1日

熊本県熊本市中央区辛島町8番23号
株式会社ジョブ九州